

○阿南市総合計画審議会設置条例

昭和 44 年 3 月 31 日

阿南市条例第 10 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、阿南市の総合計画の作成及びその実施に関し重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、阿南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成 12 年阿南市条例第 37 号）第 7 条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の 3 分の 2 以上

の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料提出の要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対し、調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年6月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。